

公 告

経営基盤再構築伴走支援業務委託に係る委託候補者を決定するため、次のとおり企画提案競技を実施する。

令和8年4月1日

公益財団法人しまね産業振興財団 代表理事理事長 馬庭 正人

1 企画提案競技に付する事業

(1) 委託業務名

経営基盤再構築伴走支援業務

(2) 目的

県内中小製造業（機械金属、電気・電子、樹脂）のうち、直接・間接的に大手メーカー（みなし大企業を含む）との取引を有し、売上中の高い割合をこの取引に依存し、そのため主要取引先の動向に受注が左右されやすく、主体的な会社運営ができないなど、経営上の大きな課題を抱え、厳しい経営状況にある企業に対し、短期集中型の伴走支援を実施することで、抜本的な経営体質改善を促し、既存の取引構造の転換や、経営の自立化を図ることを目的とする。

(3) 仕様

「経営基盤再構築伴走支援業務 提案競技 仕様書」のとおり。

(4) 委託期間

契約締結日から令和9年3月19日

(5) 委託料上限額

60,528千円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 参加資格

(1) 単独の法人であること。

(2) 次の各号を満たす者であること。

① 当該事業を的確に遂行する能力を有すること。

② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

③ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

④ 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）

がないこと。

- ⑤島根県の区域内に事業所を有する者
- ⑥島根県税の滞納（納期限が到来していないものを除く。）がないこと。
- ⑦会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき、入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。
- ⑧暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

(3) 企画提案募集説明会

企画提案募集説明会は実施しない。

(4) 企画応募に関する質疑・回答

令和8年4月7日（火）12時までに、「質問書（様式2）」を電子メールにより、しまね産業振興財団 経営支援部 経営支援課（5 企画提案競技に関する問合せ先）に提出すること。送信後に必ず到着確認の電話を行うこと。（電話での質疑は受け付けない。）

(5) 参加表明書・企画提案書の提出方法

ア 提出書類

経営基盤再構築伴走支援業務 提案競技 実施要領（以下、「提案競技実施要領」という。）による。

イ 提出方法

令和8年4月14日（火）午後5時15分までに、持参又は郵送（必着）により、しまね産業振興財団 経営支援部 経営支援課（5 企画提案競技に関する問合せ先）に提出すること。

※持参の場合の受付時間は、午前9時から午後5時15分（土、日、祝日除く。）までとし、郵送の場合は、郵便書留に限る。

ウ 留意事項

提案競技実施要領に記載する。

(6) 選定審査の実施

選定審査は、別に設置する「経営基盤再構築伴走支援業務 委託候補者選定審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）において行う。

なお、応募資格を有しない者又は委託料上限額を超える者は、失格とする。

ア 実施方法

書面審査による企画提案競技方式（ただし、必要に応じてヒアリングを行うことがある。）

イ 委託候補者の決定

選定審査結果1位の事業者を委託候補者とするが、1位の事業者が契約を辞退した場合は、順次順位を繰り上げるものとする。

ウ 選定審査結果の通知

文書により、提案者に対してそれぞれ通知し、選定審査の経緯については、公表しない。また、選定審査結果に対する異議は受け付けない。

3 契約等

- (1) 受託予定事業者と委託内容について協議のうえ、委託料上限額の範囲内で委託契約を締結する。契約締結に当たっては契約書を作成するものとする。
- (2) 契約金額については、採択決定後、各支援対象者の公募状況及び提案に基づいて改めて仕様を定め、委託契約候補者から再度見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

4 その他

- (1) 本提案競技において提出された書類等は、他の目的には使用しない。また、事業終了後においても一切返却しない。

5 企画提案競技に関する問合せ先

〒690-0816 島根県松江市北陵町1番地

公益財団法人しまね産業振興財団

経営支援部 経営支援課 担当 岡本

電話 0852-60-5115

ファクス 0852-60-5105

電子メール con@joho-shimane.or.jp